

スクールバス利用確認事項

このスクールバス利用確認事項（以下「本確認事項」といいます）は、株式会社ルネサンス（以下「当社」といいます）が運行する、スクールバスについて適用される条件を定めるものです。なお、本確認事項のほか、別途当社が定める会員規約および諸規則が適用されます。

第1条（定義）

本確認事項で使用する用語の意味は、本確認事項において別段の定めをする場合を除き、次の各号に定めるとおりとします。

（１）「ジュニア会員」とは、未成年者を対象としたスクールおよび教室等（以下「スクール」といいます）の会員であって、本確認事項に定める手続によりスクールバスの利用が認められた会員をいいます。

（２）「スクールバス」とは、ジュニア会員およびジュニア会員に同伴する保護者向けに当社が運行するバスをいいます。

（３）「本サービス」とは、当社がジュニア会員向けに、スクール利用の送迎を目的として提供するスクールバスの巡回サービスをいいます。

（４）「巡回コース」とは、スクールバスが運行するルートをいいます。

（５）「バス停」とは、当社が任意に設置するスクールバス乗降車場所をいいます。

第2条（申し込み）

本サービスの利用を希望するジュニア会員およびジュニア会員の保護者は、当社が定める期日までに、当社が定める方法に従い、申し込みを行うものとします。また本サービスを利用できる保護者は、原則としてジュニア会員が乳幼児、未就学児の場合のみとし、ジュニア会員1名につき保護者1名とします。ただし、保護者の利用が認められない場合があります。

第3条（巡回コース等の登録および変更）

ジュニア会員および保護者が巡回コースその他の条件の変更を希望する場合は、当社が定める期日までに、当社が定める方法に従い、変更手続をしなければなりません。

第4条（スクールバス登録料）

1. 本サービスは有償とし、ジュニア会員はスクールバスの利用料（以下「スクールバス登録料」）を毎月支払うものとします。ただし、ジュニア会員に同乗する場合の保護者のスクールバス登録料は無償とします。

2. 当社は、スクールバス登録料および内容を当社の判断で決定または変更することができるものとし、スクールバスを利用する方には変更後の料金および内容が適用されます。ただし、当社が別途定める場合はこの限りではありません。

3. スクールバス登録料は、スクールバスの利用の有無にかかわらず、支払わなければなりません。休会手続きにより、スクールを長期欠席する場合も同様とします。

4. スクールバス登録料の支払いは、当社が定める手段によるものとします。

5. ジュニア会員が支払ったスクールバス登録料は、理由の如何を問わず返金されないものとします。

第5条（スクールバスカード）

1. 当社は、スクールバスを利用するジュニア会員および保護者（以下「スクールバス

利用者」といいます) に対しスクールバスカードを発行します。

2. スクールバス利用者は、スクールバスの乗車に際し、スクールバスカードを提示しなければなりません。

3. スクールバス利用者は、スクールバスカードを適切に管理し、他に譲渡、共有または貸与してはなりません。

4. スクールバス利用者は、スクールバスカードを紛失した場合または破損等により使用できなくなった場合は速やかに本施設窓口で再発行の手続をとるものとします。

第6条 (利用上の注意)

1. スクールバス利用者は、本サービスの利用に際し、次に定める事項を遵守しなければなりません。

(1) バス停にはスクールバス到着時刻の5分前までに集合すること。

(2) バス停では近隣の方々の迷惑にならないよう、静かに待機すること。

(3) バス停から離れた場所、道の反対側等で待機しないこと。

(4) 道路状況等により定められたバス停に停車できない場合は、バス停と異なる場所にスクールバスが停車します。この場合、スクールバスが止まった場所に集合すること。

(5) スクール終了後は速やかに着替え、所定の集合場所に集合すること。

(6) スクールバス乗車中は運転手やスタッフその他の指示に従うこと。

(7) スクールバス乗車中の食事しないこと。

(8) スクールバス乗車中に騒いだり、他人の迷惑になる行為はしないこと。

(9) スクールバス乗車中はシートベルトを着用すること。

(10) スクールバス乗車中はスクールバスの窓から顔や手を出さないこと。

2. スクールバス利用者は、本サービスの利用に際し、次の定める事項をあらかじめ承諾するものとします。

(1) 登録しているバス停以外での乗降車はできないこと。

(2) 運転手やスタッフの指示に従わない場合は、バスから降車いただくこと。バスの利用ができないこと。

(3) やむを得ない事情によりバス停および巡回コースを改定する場合があること。

(4) 集合時刻に遅れた場合はスクールバスに乗車できないこと。

(5) 天候、交通事情により、バスの運行が遅れる場合があること。また、やむを得ない事情で急遽、事前告知することなく、巡回コース変更や運行を中止する場合があること。

(6) その他当社がスクールバスの利用を不相当と判断する場合は、バスの利用ができないこと。

第7条 (本サービスの変更等)

1. 当社は、本サービスの内容の全部または一部を、変更、終了等する場合があります。この場合、当社は、当該変更等が決定次第速やかに、ジュニア会員へその旨を告知または通知します。

2. 当社は、ジュニア会員に対して、30日以上以上の事前の予告期間をもって告知または通知することにより、本サービスの全部または一部を終了することができます。

第8条（終了手続き）

1. スクールバス利用者は、本サービスの利用終了を希望する場合、利用終了月の当月末日までに、当社所定の終了手続きをするものとします。
2. ジュニア会員は、本サービスの利用の有無にかかわらず利用終了月までのスクールバス登録料を支払う必要があるものとします。

第9条（本確認事項の改定）

1. 当社は、本確認事項の内容を変更する必要がある場合は、事前に相当な期間をもって告知または通知することにより本確認事項を任意に改定することができます。この場合の事前告知期間については会員規約第29条（事前告知期間）の定めを準用します。
2. 当社は、前項に基づく告知または通知において、改定後の本確認事項の内容およびその効力発生日を明示するものとし、当該効力発生日をもって、改定後の本確認事項の内容が適用されるものとします。
3. 前各項の定めにかかわらず、当社は、変更後の本確認事項の内容が、客観的かつ合理的に判断して不利益な内容でないと判断し得るときは、いつでも事前の告知または通知を要せずに、当該内容を変更し、本確認事項を改定することができます。

2025年4月1日改訂施行